

第2編 器具及び材料

第1章 一般事項

第1節 適用

工事に使用する材料（以下「器材」という。）は、**設計図書**に品質、規格を明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が**承諾**した材料及び**設計図書**に明示されていない仮設材料については除くものとする。

第2節 器材の品質

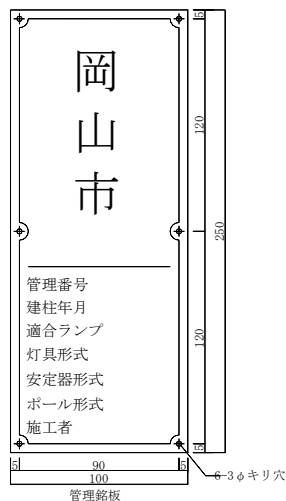
1. 受注者は、工事に使用した機材の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書及び JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示されている機材・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、**検査時に提出**しなければならない。
2. 約款第 13 条第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
3. 受注者は、**設計図書**において試験を行うこととしている工事機材について、JIS、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC」という。）、日本電機工業会規格（以下「JEM」という。）または**設計図書**で**指示**する方法により、試験を実施しその結果を監督員に提出しなければならない。なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。
4. 受注者は、**設計図書**において指定された工事機材について、見本または、品質を証明する資料を工事機材を使用するまでに監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、工事器材を使用するまでに絶縁劣化及び性能低下をきたすことがないよう、これを保管しなければならない。なお、性能低下等により工事器材の使用が、不適当と監督員から**指示**された場合には、これを取り替えるとともに、新たに購入する器材については、再度**確認**を受けなければならない。
6. 受注者は、**設計図書**において**確認**を受けることとしている工事機材については、その外観及び品質証明書等を照合して**確認**した資料を事前に監督員に**提出**し、監督員の確認を受けなければならない。
7. 受注者は、第 1 節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS 規格が定まっている建設資材のうち、海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質

審査証明書を監督員に**提出**するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に**提出**するものとする。

第2編「器具及び材料」第1章「一般事項」を除く仕様は電気通信設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房技術調査課電気通信室編集）第2編第2章以降を準用するものとする。

管理銘板について

1. 架設した道路照明灯にはすべて次の図に示す管理銘板を取付けること。



材 質	0.8mm黄銅板
字 体	丸ゴシック
印字方式	「岡山市」は薬品腐蝕によって凸字とする。 その他の文字は薬品腐蝕により凹字とする。 文字以外の凹字は黒色エナメル の墨入とする。未記載の文字に ついては刻印とする。
防しよ う 処 理	透明メラミン樹脂塗料の吸付処理 とする。
銘板の曲げ	ポールに密着することを原則として 約85mmの半径を有すること。